

登米ブランド認証制度実施要綱

(目的)

第1条 農林産物の安全、安心を基本に一定の基準以上の品質を備えたものを対象に認証する「登米ブランド認証制度」(以下「制度」という。)について必要な事項を定め、消費者などからの商品選択の優位性を確保し、生産者の生産意欲高揚と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「登米ブランド」とは、農薬・化学肥料等の環境への負荷を可能な限り低減し、環境と調和の取れた持続的な農業を行う生産者が、健康、安全、安心な登米市產品の生産に取り組み、「環境」をキーワードに付加価値を高め、他地域の產品と差別化したものという。

- 2 この要綱において「認証」とは、別に定める「登米ブランド認証基準」及び「登米地域認証品認証基準」(以下「認証基準」という。)に適合すると認証機関が認めたものをいう。
- 3 この要綱において「ブランド產品」とは、認証機関によって認証を受けた產品をいう。
- 4 この要綱において「受証者」とは、認証機関によってブランド產品としての生産・出荷を認められた者をいう。

(認証機関の設置)

第3条 認証の審査など制度の適正な運営を図るため、認証機関として「登米ブランド推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置するものとする。

- 2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、別に定める。

(対象)

第4条 登米ブランド認証品の認証対象は、登米市内に住所を有する者が生産、出荷する「農林產物」及び「農林產加工品」で、協議会が選定した登米市を代表する品目のうち、登米ブランド認証基準を満たす品質が優れた產品とする。

- 2 登米地域認証品の認証対象は、登米市内に住所を有する者が生産、出荷する「農林產物」及び「農林產加工品」で、登米地域認証品の基準を満たす產品とする。

(認証基準)

第5条 会長は、「認証基準」を別に定め、公表するものとする。

- 2 会長は、認証基準を定めるとき又はこれを変更するときは、協議会において審議するものとする。

(認証の申請資格)

第6条 認証の申請を行うことができる者は、登米市内に住所を有し「農林產物」及び「農林產加工品」を生産、出荷する者及びその団体とする。

(認証の申請)

第7条 認証を受けようとする者は、協議会に「認証申請書」(様式第1号)を提出す

るものとする。

(認証の審査及び決定)

第8条 協議会は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容について、調査・確認するものとする。

- 2 協議会は、前項の調査・確認を踏まえ、認証基準に適合すると認めたときは、認証を決定し、「認証書」(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 協議会は、前条の申請内容が、認証基準に適合しないと判断したときは、その理由を付して、認証しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(認証の公表)

第9条 協議会は、受証者及びブランド產品の概要など、ブランドに関する情報を「登米ブランドホームページ」等で公表するものとする。

(認証の表示)

第10条 受証者は、ブランド產品に認証の表示をすることができるものとする。

- 2 認証の表示は、認証マークによるものとし、農林產物又は包裝・容器等に直接貼付するか、直接印刷により行うものとする。
- 3 認証マークの規格は、様式第3号に定めるとおりとする。
- 4 認証マークは、ブランド產品以外に表示してはならないものとする。
- 5 認証マークを印刷するときは、「認証マーク印刷届」(様式第4号)により、予め協議会に届け出るものとする。
- 6 認証マークの表示に要する経費は、受証者が負担するものとする。
- 7 認証マークの使用状況は、「認証マーク使用管理簿」(様式第5号)により、整備・保管しておくものとする。
- 8 協議会は、必要に応じて、認証マーク使用状況の報告を求め、検査を行うものとする。
- 9 協議会は、認証の表示が不適切であると判断したときは、認証を取り消すとともに、認証マークの表示及び使用の中止を命ずるものとする。

(実績報告)

第11条 受証者は、ブランド產品の生産出荷実績について、毎年12月末までの状況を、「生産出荷実績等報告書」(様式第6号)により、翌年の1月30日まで協議会に報告するものとする。

(認証の有効期間)

第12条 認証の有効期間は、認証を決定した日から3年間とする。

(認証の更新)

第13条 受証者は、認証の有効期間終了後、引き続き認証を受けようとするときは、認証の更新をすることができるものとする。

- 2 認証の更新を申請する場合は、有効期間の満了する30日前まで、「認証更新申請書」(様式第7号)を協議会に提出するものとする。
- 3 更新される認証の有効期間は、認証満了の日から3年間とする。

(認証内容の変更)

第14条 受証者は、認証された内容に、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、その内容を遅滞なく「認証申請事項変更報告書」(様式第8号)により、協議会に報告するものとする。

- (1) 受証者の名称が変更されたとき
- (2) 代表者の氏名が変更されたとき
- (3) 受証者の構成員に著しい変更が生じたとき
- (4) 認証基準に適合しない状況に至ったとき
- (5) 協議会が報告を必要と認める事項が生じたとき

2 協議会は、前項の報告について、その内容が認証基準に適合しないなど、認証の継続に不都合が生じると判断したときは、認証を取り消すものとする。

(認証後の調査及び改善の指示)

第15条 協議会は、必要と認めたときは、受証者に対して認証内容に係る報告を求め、又は生産・流通施設等へ立ち入り、及び認証に係る書類その他の状況を調査するものとする。

2 協議会は、第11条及び第14条第1項の報告があった場合において、改善の必要があると認めたときは、必要な指示を行うものとする。

(認証の取消)

第16条 協議会は、第10条第9項及び第14条第2項の規定によるほか、受証者が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、その認証を取り消すものとする。ただし、当該受証者の責務に帰属すると認め難い場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき
- (2) 第14条第1項に規定する手続を経ずに認証の内容が変更されたとき
- (3) 前条第2項に基づく指示に故意に従わないとき
- (4) ブランド產品の生産出荷を中止したとき
- (5) ブランド產品の信用を著しく損なう行為があったとき
- (6) その他制度の運用に重大な支障を起こす行為があったとき

2 前項の規定により認証を取り消された者は、当該ブランド產品について、認証マークの表示及び使用を中止するものとする。

3 協議会は、第1項の規定により認証を取り消した場合は、原則として取り消した日から3年間は、当該者からの認証申請を受け付けないものとする。

(認証書の保管)

第17条 受証者は、認証書を適正に保管するとともに、認証書を紛失又は破損したときは、遅滞なく協議会に届け出て、認証書の再交付を受けるものとする。

(受証者の責務)

第18条 受証者は、協議会等の指示、その他この要綱に定める事項を遵守するとともに、次の各号の事項について、特に留意するものとする。

- (1) 栽培履歴を記録すること
- (2) 協議会等が、この要綱の実施のために必要な報告を求め、又は現地調査を行うときは、これに協力すること
- (3) 消費者、流通関係者等に対し、ブランド產品及び本制度の積極的な情報の発信に努めること

- (4) ブランド產品の生産技術の向上に努めること
- (5) ブランド產品の計画的な生産出荷に努めること
- (6) ブランド產品の円滑な流通体制の整備に努めること
- (7) 当該認証に係る帳簿及び記録は5年間保管すること
(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月21日から施行する。